

第2期 本庄市子ども・子育て支援事業計画

概要版



本庄市マスコット
はにぽん

令和2年3月
本 庄 市

1 計画策定の趣旨

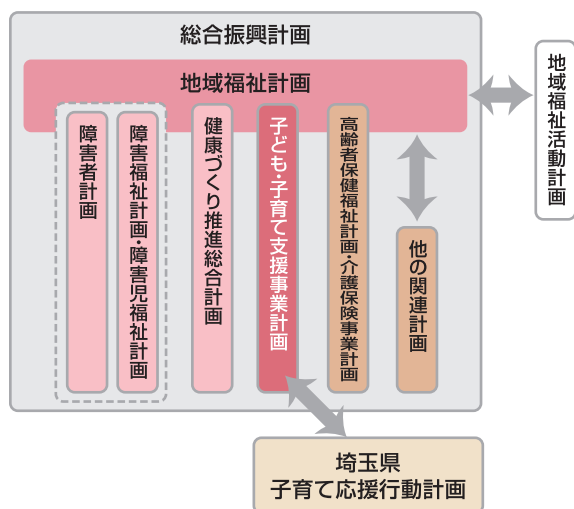


核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じ、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。子育てをしていくにあたって、不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくなく、社会全体で子育てを支援していく体制づくりが重要となっています。

本庄市では、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援を提供していく体制として、ネウボラ事業を開始しており、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援していくしくみづくりが進められています。また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て世帯の経済的負担の軽減が国全体で図られていくこととなっています。

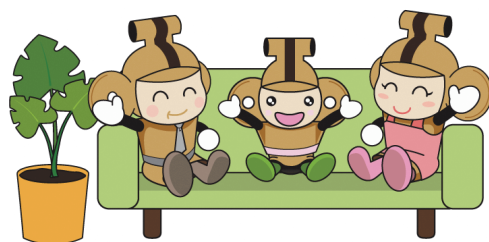
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定されたものであり、本庄市における子育て環境の改善と子どもの豊かな成長を支援するための計画となっています。

計画の位置づけと計画期間



本計画は、「本庄市総合振興計画」及び「本庄市地域福祉計画」等の関連する福祉計画との整合性を図って策定しています。また、「埼玉県子育て応援行動計画」との整合性を図っています。

また、本計画の計画期間は5年間（令和2年～令和6年）となっています。時勢の変化等の必要に応じ、随時見直しを行います。



2 計画の基本理念

子ども・子育て支援制度は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける」ことを目指して整備されている制度です。少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくことが求められています。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに対する負担、孤立感を減らしていくことのできる社会の構築に向けて、基本理念を次のように定めます。この基本理念は第1期計画における基本理念を継承しています。

安心して子どもを生み育てることができる支援体制づくり

～子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市～

3 子ども・子育てを取り巻く現状

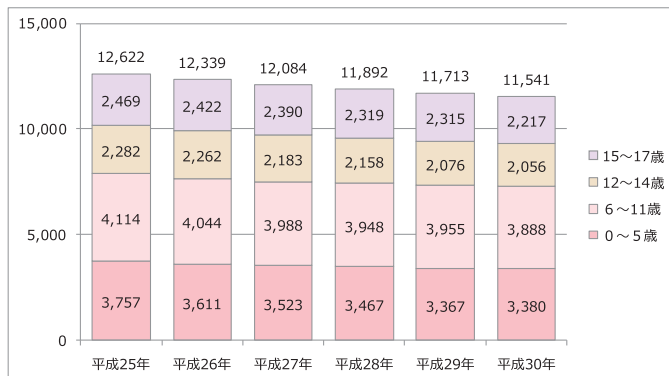
本庄市における子ども人口の推移

本庄市の子ども人口は近年減少傾向にあります。どの年齢層でも減少傾向が続いており、今後も少子化と人口減少は長期的に進行することが見込まれています。



■ 本庄市の子ども（18歳未満）人口の推移 ■

単位：人



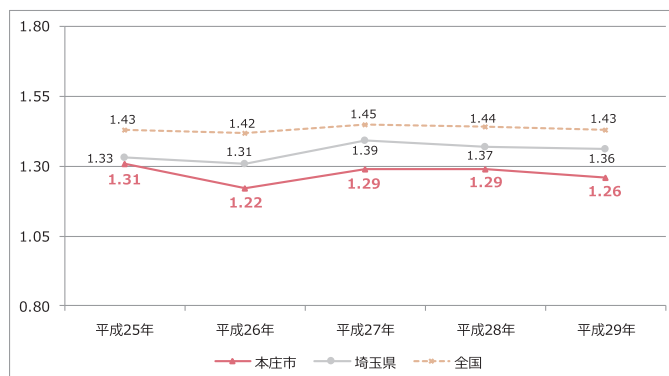
資料：住民基本台帳(各年10月1日)

本庄市における合計特殊出生率の推移

本庄市の合計特殊出生率についてみると、近年は概ね1.25程度で推移しており、全国、埼玉県の数よりも低い水準で推移しています。



■ 合計特殊出生率の推移 ■



資料：「埼玉県の人口動態概況」(全国及び埼玉県の値のみ。)

本庄市は、市で独自に算出した値を掲載。(母親の年齢別出生数は厚生労働省「人口動態統計」、女性人口は住民基本台帳人口(15歳から49歳まで、各年1月1日)より算出。)

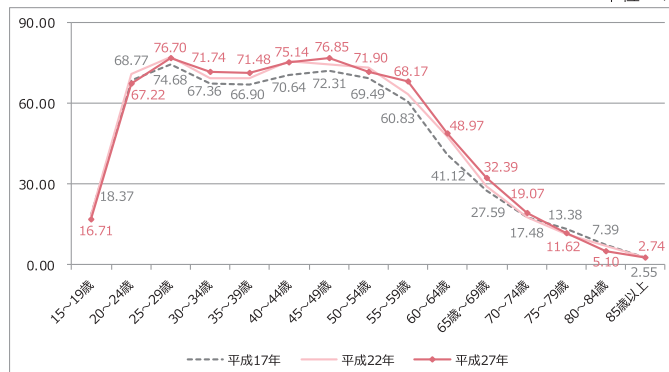
本庄市における女性の労働力率

本庄市の女性の労働力率をみると、全体的に上昇傾向がみられ、女性の就労が進んだことがうかがえます。

一方で、30代で労働力率が低下する「M字カーブ」現象は続いています。共働き世帯の増加に伴う固定的性別役割分業意識の改善や多忙な子育て世代を支えるための子育て支援サービスの確保を量と質の両面から進めていく必要があります。

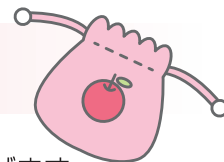
■ 本庄市の女性の年齢別労働力率 ■

単位：%



資料：国勢調査

4 基本目標



「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」の推進にあたり、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する

晩婚化・晩産化が進む中で、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、初めての子育てに戸惑う人も少なくありません。子どもの保護者が適切かつ正確な情報を必要なときに得ることのできる情報の提供や一人ひとりの子どもの発達に合わせたきめ細かな支援、保護者を孤立させないネットワークづくりなど、妊娠期から出産・子育てにおける不安の解消に向けて、切れ目のない支援の充実に努めます。

また、アンケート結果では、重点的に取り組む必要性が高い施策として「小児救急医療などの小児医療の充実」が就学前児童、小学生ともに第1位となっています。引き続き小児医療の充実を図り、保護者が安心して子育てできる基盤づくりを進めていきます。



- (1) 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康づくり
- (2) 早期発見・早期療育システムの充実
- (3) 小児医療の充実

基本目標 2

一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る

日本が批准している「子どもの権利条約」では、すべての子どもに「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が与えられているとされています。一方で、児童相談所における児童虐待相談件数は全国的に増加しており、虐待によって死亡する子どもが年間350人に上るという統計も示されており、虐待をめぐる実態は依然として把握しきれていない可能性を残しています。今回実施した団体調査でも、半数以上の回答者が児童虐待が疑われるケースに「遭遇したことがある」と回答しており、本市においてもそれぞれの事案に応じた柔軟な対応が求められます。すべての子どもが家庭の事情や経済的な事情等により様々な不利益を被ることがないように、支援を必要とする子どもを発見し、適切な支援を届けることができるような支援体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭や障害のある家族のいる家庭など、様々な事情により社会的支援の必要性が高い家庭が、安心して子育てすることができるよう、社会全体で子どもとその家庭を支える環境づくりを進めていきます。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の支援体制の充実
- (3) 障害児施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進



基本目標 3

子どもの生きる力の向上を図る



子どもが健やかに成長していくことは、誰にとっても喜ばしいものです。子どもの心身の健康を守る健康づくりのみならず、親子の豊かな育ちを支援していくための施策を展開していきます。

経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力は変化してきています。社会全体として多様性が求められるようになってきている中で、新たな学習指導要領では、知識や技能の習得のみならず、学んだことを生かして人生や社会に生かそうとする力や未知の状況にも対応できる思考力や判断力などの獲得が目指されることとなっています。次代を担う子どもが、今後もより高度化・複雑化する世界に対応し、自らの特性を生かしながら活躍してもらえよう、多様な学習・体験の機会を提供していく必要があります。

また、保護者の就労が増加していることを踏まえ、子どもの居場所づくりの重要性が高まっていることから、放課後児童健全育成事業などの充実を図っていきます。

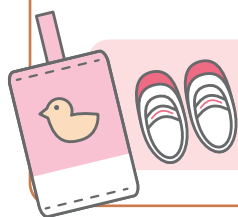
- (1) 心身の健やかな成長のための支援
- (2) 家庭や地域における教育力の向上
- (3) 多様な学びの場の提供と信頼される学校づくり
- (4) 子どもの居場所づくり

基本目標 4

子育てを支える地域の力の向上を図る

共働き世帯が増加したことで、これまで多くの家庭でみられた「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な性別役割分業は見直されるようになっていきます。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、近隣に親族がいなくなったことなどにより、何か困りごとがあっても誰にも頼ることができず、仕事や家事、育児といった日常生活を送るために必要なことのほとんどは夫婦相互の協力のもとに進めていかなければならない状態となっています。保護者だけで子育てをすることはますます難しくなっていることから、社会全体で子どもを育てることの重要性が高まっています。

子育てをする保護者が社会から孤立することなく、必要なサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、その量と質の確保に向けた取り組みを進めていきます。また、子育て中の保護者への理解を広めていくとともに、地域で子育てを支えるネットワークの拡大を図ります。



- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークの充実
- (4) ワーク・ライフ・バランスの向上

基本目標 5

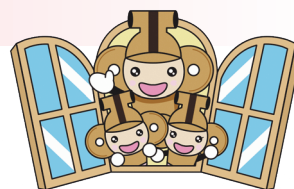
安心して子育てができる環境を整備する

子育て環境を向上させるには、子育て支援サービスの充実のみならず、ハード面における環境整備も重要です。子どもの年齢に応じた遊び場の整備や利用しやすい交通手段の確保、安全性が確保された道路環境の整備、防犯対策などを引き続き進めていく必要があります。子育てしやすいまちづくりを進めていくため、子どもの視点と保護者の視点の2つに立ちながら、より暮らしやすく、子育てしやすいまちづくりを進めていきます。

- (1) 子育てしやすい居住環境の整備
- (2) 交通の利便性・安全性の確保
- (3) まちの安全・安心を守る取り組みの推進

5 教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法に定められている「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定めます。



教育・保育提供区域の設定

「第1期本庄市子ども・子育て支援事業計画」では、市を3区域に区分していましたが、子ども・子育て支援事業がすべての区域で不足なく提供されるようになっていることや、今後は市全体で子ども・子育て支援のあり方を検討していく必要性が高いことから、3区域を統合し、全市で1つとする提供区域を設定します。

教育・保育施設の量の見込みと確保の方策



子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給することになっています（同法第19条）。その際の認定の区分については次のとおりです。

現在も待機児童は発生していませんが、今後も各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図り、保護者の利用ニーズに対応していきます。また、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、確保量（利用定員）を見直し、事業を展開していくものとします。

認定区分

認定区分	子どもの年齢	対象事業（施設）	主な対象者
1号認定	3～5歳	- 幼稚園 - 認定こども園	専業主婦（夫）家庭 共働きであるが、幼稚園を利用する家庭 など
2号認定	3～5歳	- 保育所 - 認定こども園	共働き家庭 など
3号認定	0歳、1・2歳	- 保育所・認定こども園 - 地域型保育	共働き家庭 など



教育・保育施設の量の見込みと確保量

認定区分	対象事業（施設）	見込量（令和6年度）	確保量（令和6年度）
1号認定	幼稚園 認定こども園	697人	697人
2号認定	幼稚園 保育所	0人 1,234人	0人 1,234人
3号認定 （1・2歳児）	保育所・認定こども園 家庭的保育事業 など	582人	582人
3号認定 （0歳児）	保育所・認定こども園 家庭的保育事業 など	182人	182人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。社会情勢の変化等を鑑みながら、保護者のニーズに応じてサービス提供体制の充実を図っていきます。

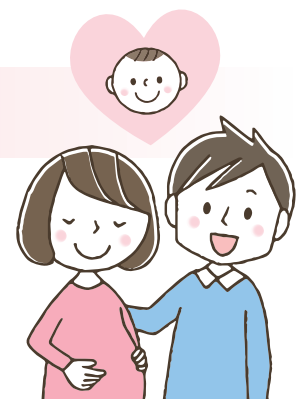
教育・保育施設の量の見込みと確保量

事業	事業の内容	見込量 (令和6年度)	確保量 (令和6年度)
① 利用者支援事業	子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。	2箇所	2箇所
② 延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育をする事業です。	2,024人	2,024人
③ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。	918人	933人
④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに一時的に子どもを預ける事業(ショートステイ事業)です。	39人/日	48人/日
⑤ 地域子育て支援 拠点事業	乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	19,609人	10箇所
⑥ 一時預かり事業	(幼稚園等の在園児を対象) 保護者の都合により幼稚園等での予定の教育時間を超えて保育の必要がある幼児に対し、通園している幼稚園等で一時的に継続して預かり、必要な保育を行う事業です。	41,873人/日	41,873人/日
	(在園児以外を対象) 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	4,103人/日	25,426人/日
⑦ 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。	4,137人/日	4,137人/日
⑧ 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	乳幼児や小学生などの児童のいる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	1,700人/日	2,527人/日
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が乳児の体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等の案内を行う事業です。	593人	593人
⑩ 養育支援訪問事業等	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	152人	152人
⑪ 妊婦健診	妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦健康診査や超音波検査等を行う事業です。	593人	600人

6 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、子育て支援課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、事業評価、再調整などを行うとともに、本庄市子ども・子育て会議での審議を経て実施します。

また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、「広報ほんじょう」や市のウェブサイト等を利用して広く市民に周知を図ります。





本 庄 市

第 2 期 本庄市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年 3 月

発行：本庄市 保健部 子育て支援課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3

TEL：0495-25-1143 ／ FAX：0495-25-1145